

第1回 中小企業における個人保証等の在り方研究会
事務局説明資料

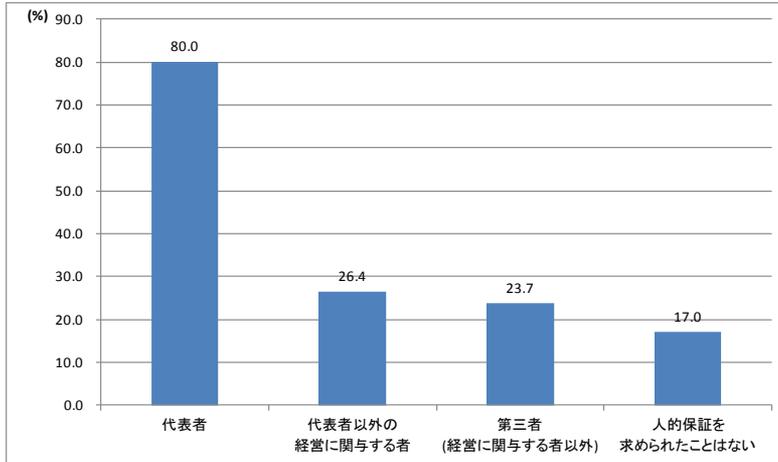
平成25年1月
中小企業庁 金融庁

保証契約時の現状

○個人保証の活用の現状

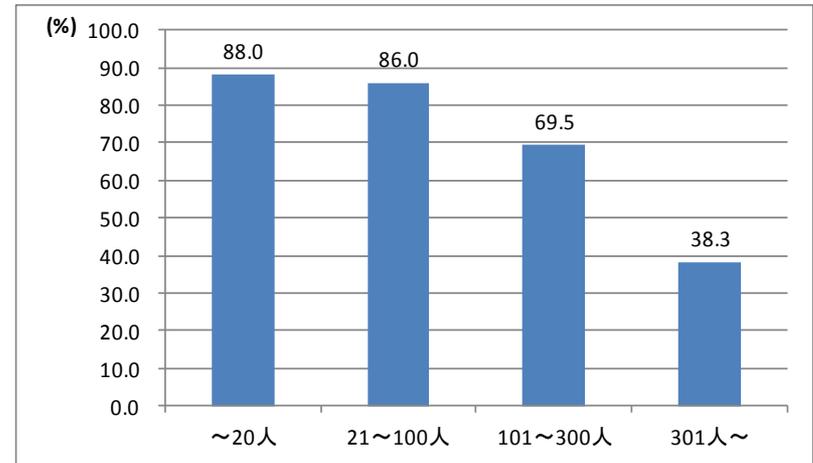
- ・中小企業金融においては、経営への規律付け、会社の信用力補完、債権保全等の観点から、それらを担保するための最も安価なツールとして、個人保証(経営者本人保証)の提供が融資慣行として定着
- ・約80%の中小企業が、借入の際に個人保証を提供(図1)
- ・また、従業員規模が小さい程、保証を提供する割合が高くなる傾向(図2)
(別途、中小企業へのアンケートにより、直近の実態を調査予定)

(図1)借入を行う際、金融機関から個人保証を求められた割合



(出典)中小企業庁「借入に係る保証人等に関するアンケート」(2010年)
※中小企業団体(日商、全中)傘下の中小企業に対して個人保証に関するアンケート調査を実施。有効回答2,881。非公表。

(図2)メインバンクへの保証提供割合(従業員規模別)



(出典)中小企業庁「企業金融環境実態調査」(2003年12月)
※借入が有る企業のみ集計

保証契約時の現状

○経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

・政府系金融機関では、例外的な対応※を除いて第三者からの保証人徴求は行っていない。
※中小企業庁通達「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」(平成18年3月31日)

- 1.実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
- 2.経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3.財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)

・平成23年7月14日、金融庁は、金融機関が企業へ融資する際に、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする旨の監督指針の改正を実施

(主要行等向けの総合的な監督指針抜粋)

Ⅲ-7 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

Ⅲ-7-2 主な着眼点

(1)経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。

個人保証の「契約時」における課題の整理①

保証契約時の課題①

①なぜ個人保証を徴求するのか？

【金融機関が個人保証を求める理由】

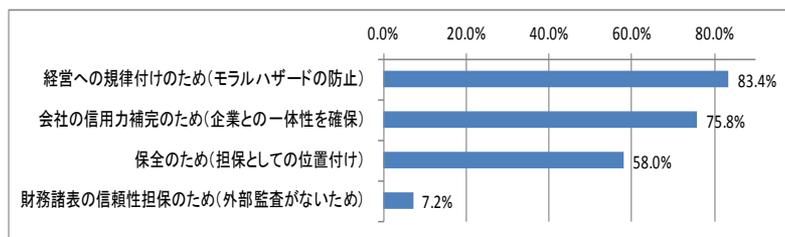
・金融機関へのアンケート調査においては、個人保証を徴求する理由として、以下の3点が挙げられた(図3)。

- 1) 経営者に対する規律付け(モラルハザードの防止)
- 2) 個人資産による中小企業の信用力補完と債権保全の強化
- 3) 中小企業と金融機関の情報の非対称性の解消

【金融機関が個人保証を徴求しない企業の特徴】

・一方、金融機関が個人保証を徴求しない企業の特徴として、「財務内容が良好である」ことが最も多い回答となっている(図4)。

(図3) 金融機関が個人保証を求める理由



(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」
(2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

(図4) 個人保証を徴求しない企業の特徴

特徴	割合 (%)
財務内容が良好である	61.5
他行が代表者保証を受け入れていない	43.3
サラリーマン社長である	35.8
上場している	35.0
担保で全て保全されている	19.8
会社保有資産が多い	16.6
業種の信用リスクが低い	13.1
必要な財務情報が適時開示されている	10.7
代表者が信頼できる人物である	4.0
事業年数が長い	1.6
その他	14.4

(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」
(2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

課題①に関する論点

①-1: 一定の水準以上の良好な財務内容を確保していることを条件として、原則として個人保証を徴求しないことは可能か？

・論点①: 金融機関が個人保証を徴求しないと判断し得るだけの「良好な財務内容」について、一定の数値基準を設けることは可能か？

- (例)・〇期連続経常黒字
- ・有利子負債／フリーキャッシュフロー倍率
 - ・担保による保全
 - ・上場(除く新興市場)企業 etc

・論点②: 数値基準の達成度の判定の前提となる財務諸表の信頼性確保のために、どのような制度が有用か？

- (例)・外部監査(会計監査人監査)
- ・会計参与制度
 - ・中小企業の会計に関する指針
 - ・中小企業の会計に関する基本要領

課題①に関する論点

①-2: 以下の手法の活用による個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立は可能か？

a. 停止条件付保証契約(コベナンツ付融資等)の活用

コベナンツ(特約条項)に抵触しない限り、保証債務が発生しない保証契約。経営における法令遵守や会社のデータの正確な報告といった粉飾防止等に係る非財務コベナンツにより、経営者に対する規律付けや情報の非対称性の解消を図る。

・論点③: なぜ停止条件付保証契約は普及していないのか？

- (例)・モニタリングコストの問題
- ・情報の正確性の問題
 - ・コベナンツ抵触時の立証の問題 etc

・論点④: どのような取引先であれば、停止条件付保証契約の適用が可能か？

- (例)・財務内容が良好な企業(論点①との比較)
- ・財務諸表が信頼できる企業(論点②との比較)
 - ・入出金パイプが集中している(モニタリングコストの軽減)
 - ・総合採算性が良好な企業(モニタリングコストを他の取引でカバー) etc

・論点⑤: どのようなコベナンツを設定するのが適当か？

- (例)・一定の頻度の業況報告(四半期毎)
- ・経営に影響を及ぼす事象の事前承諾・報告(合併、本店所在地の変更等)
 - ・法令及び会計慣行の遵守並びに真実の情報開示等の表明保証
 - ・役員報酬等の制限、株主への配当制限、第三者貸付・出資の制限 etc

課題①に関する論点

b. ABL(流動資産担保融資)の活用

〔 事業から生じる売掛債権や在庫等の事業資産を担保とする融資方法。債権の保全とともに、事業資産のモニタリングにより情報の非対称性の解消を図る。 〕

・論点⑥:なぜABLの普及は限定的なのか？

(例)・(債権の場合)第三者対抗要件の問題、譲渡禁止特約の問題

・(動産の場合)担保価値の問題、評価業務にかかるコストの問題 etc

・論点⑦:どのような取引先であれば、ABLの適用が可能か？(論点④との比較)

c. 上乗せ金利の選択

〔 個人保証の提供と上乗せ金利のいずれかの選択を借入人に委ねる融資方法。個人保証を徴求しないことによるモニタリングコストや信用コストの増大を、金利の上乗せで徴求する。 〕

・論点⑧:どのような取引先であれば、上乗せ金利の選択の提示が可能か？
(論点④、⑦との比較)

・論点⑨:上乗せ金利の算出や適切な金利水準の設定は可能か？

保証契約時の課題②

②根保証金額を出来る限り小さくできないか？

- ・ 根保証金額の極度額を融資額の120%とする金融機関が65.8%と最も多く、保証人の収入・資産に基づく返済可能額を上限とする金融機関は2.3% (図5)
- ・ しかし、根保証金額の極度額を、原則として、保証人の資産の額 (=最終的に保証債務の履行が可能な額) を基準として設定すべきであるという考え方もある。

※包括根保証禁止後も、多くの金融機関においては証書貸付以外では根保証を徴求 (図6)
 なお、根保証金額の極度額を融資額の120%とする金融機関が多いこと背景としては、弁済不能となった場合の遅延損害金、違約金、利息、費用等を含めた金額の概算として、20%分の融資額への上乗せが金融慣行として定着している可能性が考えられる。

(図5)根保証金額と融資額との関係

	割合
120%より大きな極度額とする	6.0%
120%の極度額とする	65.8%
120%より小さく100%より大きな極度額とする	7.8%
100%の極度額とする	9.0%
100%より小さな極度額とする	0.8%
借入金額に基づかず、保証人の収入・資産に基づく返済可能額を上限とした極度額	2.3%
特に決まりはない	8.3%
合計	100.0%

(図6)融資形態毎の根保証と特定債務保証の割合

	根保証	特定保証
証書貸付	4.9%	95.1%
手形貸付	56.8%	43.2%
当座貸越	69.4%	30.6%
その他の融資取引	53.2%	46.8%

(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」
 (2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」
 (2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

課題②に関する論点

②-1: 根保証契約締結時の根保証金額の極度額を、原則として、保証人の資産の額とすることは可能か？

・論点⑩: 保証人の資産を把握することは可能か？

- (例)
- ・納税証明書、確定申告書、源泉徴収票
 - ・預金額等(通帳の写しや残高証明書の受入)
 - ・株券、不動産等の証明書(写し)
 - ・実地調査、保証人との面談(ヒアリング)
 - ・民間調査会社へ依頼 etc

・論点⑪: 保証人の資産やその価値の変動にどう対応するか？

- (例)
- ・債権者にとって不利益な資産処分とならないよう、一定額以上の資産処分は債権者の事前承諾事項
 - ・資産価値に一定額以上の変動があった場合、契約見直しを実施 etc

課題②に関する論点

②-2: 保証人の資産の把握が困難な場合、資産価値の変動が激しい場合等、保証人の資産の額を根保証金額の極度額とすることが適当でない場合には、主債務者の裸与信額を当該額の基準とすることは可能か？

・論点⑫: 融資額や既存担保価値に変動があった場合には、どのように対応するか？

(例)・融資実行又は担保洗い替えの都度、契約見直しを実施
・一定の頻度(1年毎)、保証金額について見直しを実施 etc

・論点⑬: 上記基準を一律に適用した場合、債務者にとってもデメリットとならないか？

(例)・経営者が個人資産の情報開示、事務やコストの負担を望まない場合には、従前の融資慣行(根保証金額の極度額を融資額の120%とする等)の選択も可能 etc

保証契約時の課題③

③ 企業のライフステージに応じた保証の在り方を検討できないか？

- ・中小企業へのアンケートにおいては、個人保証債務の存在により、「後継者への事業承継が困難になる」、「大きな設備投資に慎重となる」、「新事業への進出に慎重になる」、「廃業がしづらくなる」と答える回答があり、個人保証の存在が、再生時のみならず、創業時・成長時・事業承継時等にも影響を及ぼしていると考えられる。
(2010年12月、中小企業庁「経営実態調査」、非公表)
- ・借入人の財務内容や経営状況に応じて、通常の見直しとするか、停止条件付きとするか、保証無しとするかについて都度見直し、事業承継時の新旧経営者の保証負担割合等についてもきめ細かく対応することが望ましいのではないかと考えられる。

課題③に関する論点

③ 根保証の見直しタイミングを変更することは可能か？

- ・ **論点⑭**: どのタイミングで保証を見直すことが望ましいか？

(例)・経営者個人根保証の最長期間(5年)を3年に短縮化

- ・最長期間は現状維持としつつも、保証契約期間中に法人の財務内容の改善(論点①の基準クリア等)が見られれば、随時見直しを実施 etc